

京都市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第74号

京都市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則

京都市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、土地区画整理法（以下「法」という。）、土地区画整理法施行令（以下「令」という。）及び法第52条第1項の規定により本市が定める施行規程に定めるもののほか、土地区画整理審議会の委員の選挙（以下「選挙」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(立候補届及び立候補推薦届)

第2条 令第24条第2項に規定する立候補届及び立候補推薦届には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 立候補推薦届にあつては、届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 候補者の氏名、本籍、住所及び生年月日（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地。立候補届にあつては、記名押印又は署名）
- (3) 候補者の宅地の所有者又は借地権者の別

2 前項の立候補推薦届には、候補者が候補者となることを承諾した旨を記載した文書を添付しなければならない。

第3条及び第4条を削る。

第5条の見出しを「(立候補の辞退)」に改め、同条中「別記様式第5号による辞退届を」を削り、「前日までに」の右に「、その旨を文書により」を加え、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条を第3条とする。

第6条を削る。

第7条中「投票用紙」の右に「の様式」を加え、「別記様式第6号による」を「別記様式とする」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(宅地の共有者等の代表者の通知)

第5条 法第3条第4項の規定により本市が施行する土地区画整理事業に係る法第130条第2項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載し、かつ、同条第1項本文の規定により一の所有者又は借地権者とみなされる者全員が記名押印又は署名をした文書により行わなければならない。

(1) 代表者の氏名、住所及び生年月日（当該代表者が法人である場合にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 権利の種別

(3) 宅地の所在及び地番

(法人の指定する者の権限を証する書面)

第6条 令第29条第3項に規定する権限を証する書面には、法人の指定する者の氏名、住所及び生年月日を記載し、かつ、当該法人の代表者が記名押印又は署名をしなければならない。

第8条から第11条までを削る。

第12条中「出入する」を「入る」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、選挙人の同伴する幼児その他の選挙人と共に投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として選挙管理者が認めたものについては、この限りでない。

第12条を第7条とし、第13条を第8条とする。

第14条中「、申立て」を削り、「午前9時から午後5時までの間」を「当該選挙の事務に従事する職員につき定められている執務時間内」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、令第21条第3項の規定による異議の申出は、縦覧時間内にしなければならない。

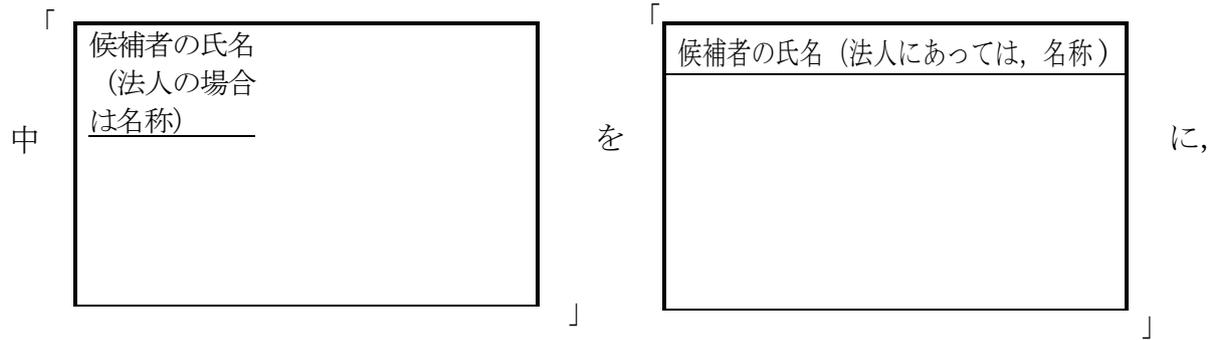
第14条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、選挙に関し必要な事項は、建設局長が定める。

様式第1号から様式第5号までを削る。

様式第6号中「様式第6号」を「様式第6号（第4条関係）」に改め、同様式（裏面）



「の場合は名称) を」を「にあつては, 名称) を」に, 「下さい」を「ください」に改め, 同様式備考1を同備考とし, 同様式を別記様式とする。

様式第7号から様式第11号までを削る。

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

(建設局都市整備部市街地整備課)